

学校法人合併公告

このたび、学校法人清泉女学院（以下「甲」という。）と学校法人清泉女子大学（以下「乙」という。）は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併については、2025（令和7）年1月15日付で文部科学大臣の認可を受けましたので、私立学校法第53条第2項の規定により公告いたします。

効力発生（合併）日は、2025（令和7）年4月1日であり、甲乙ともに私立学校法第52条及び甲の寄附行為並びに乙の寄附行為に基づき、承認議決を経て合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告日の翌日から2025（令和7）年3月17日までに書面にてお申し出ください。

なお、計算書類（財産目録及び貸借対照表）につきましては、甲は法人本部、乙は理事長室にて備え置きしております。

2025（令和7）年1月17日

（甲）東京都品川区東五反田三丁目8番3号

学校法人 清泉女学院

理事長 深澤光代

公告方法 学校法人清泉女学院 掲示場及び電子公告

（ホームページ：<https://www.seisen-jogakuin.ac.jp/>）

（乙）東京都品川区東五反田三丁目16番21号

学校法人 清泉女子大学

理事長 杉山晃

公告方法 学校法人清泉女子大学 掲示場及び電子公告

（ホームページ：<https://www.seisen-u.ac.jp/>）